

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（391））

2. 日時：令和3年3月10日 10時00分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木）  
他13名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、3月1日及び3月8日提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

浸水防護設備の配管について、地震時及び津波時の挙動をクラス1配管に代表させて示すことができる理由を説明すること。

津波監視カメラの視野範囲図について、監視対象となる施設及び設備の位置を示して説明すること。

津波監視カメラが1台機能喪失した場合の視野範囲について、入力津波に対する監視機能が十分保持できることを説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし